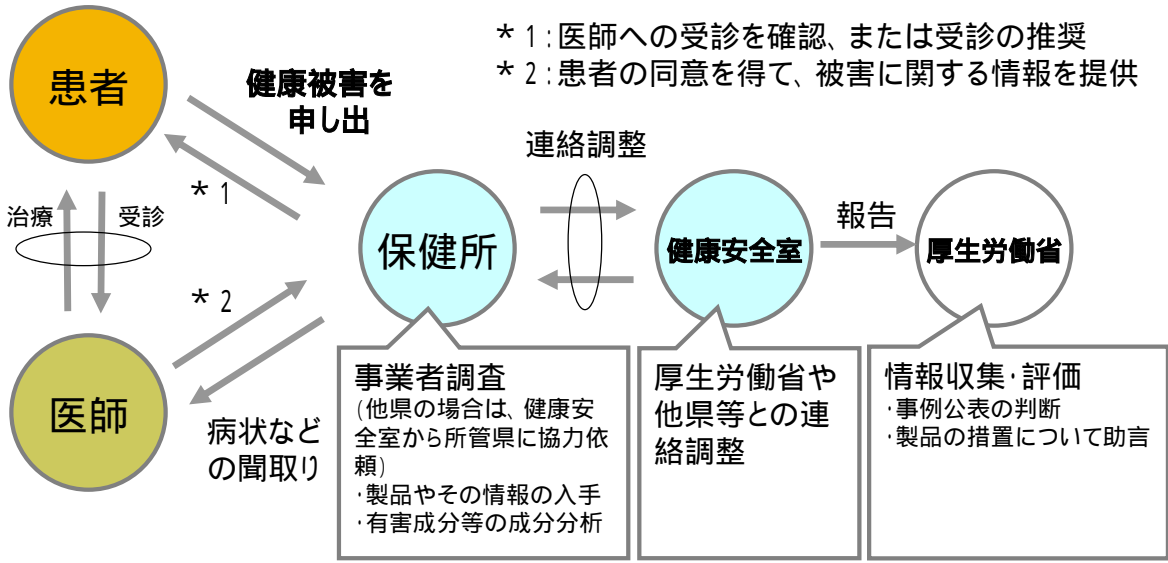


## 健康被害情報の収集と共有について

### 1 「健康食品」による健康被害調査体制

【健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領（平成14年10月4日厚生労働省医薬局長通知）】

特徴：患者からの保健所への健康被害の申し出を発端とする調査・報告



### 2 平成15年度及び平成16年度に寄せられた東京都内保健所に寄せられた「健康食品」に関する有症状件数

年度	合計	本人または家族	営業者	医療機関
15	9 (2)	8 (2)	1	0
16	9 (1)	6 (1)	0	3

表中の括弧内の数字は、調査の結果、健康食品と症状との因果関係が疑われたことにより、厚生労働省への報告を行った件数

### 3 確実な被害情報の把握と調査体制のあり方（検討素材）

これまでの「健康食品」専門委員会及び医療関係者に対する調査の結果において、「健康食品」による被害情報の把握と調査の体制の課題としてあげられた意見等を以下に示す。

- (1) 医療関係者からの被害情報の提供を、情報把握の主な発端とし、収集した情報を医療関係者間で共有、活用できる仕組の構築
- (2) 健康食品との因果関係が不明な場合も情報収集の対象とすることによる、被害の発生の確実な把握

< 医療現場で問題となっていると考えられる事例 >

「健康食品」のアレルギー性や毒性による肝機能障害や肺機能障害  
「健康食品」のアレルギー性による皮膚障害  
含有されていた医薬品成分の薬理作用による健康被害  
食品成分の過剰摂取  
「健康食品」の利用に伴う治療の中断による悪影響  
「健康食品」と医薬品との相互作用

- (3) 情報提供のあった医療関係者に対するフィードバックを行うことの明確化
- (4) 被害が疑われる情報について、評価を行う機会の確保及び評価を行う機関の設置
- (5) 多くの医療関係者の理解と協力